

令和6年第4回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和6年4月25日(木)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和6年4月25日 午後3時05分							
閉 会	令和6年4月25日 午後4時57分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	欠席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	出席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	出席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	欠席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			林 信夫 ・ 寺山 佳宏					
議事参与			板倉 秀行 ・ 榎 友美 ・ 高萩 祐哉					
書 記								

会議事件名

- 議案第13号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第14号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第15号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第16号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
- 議案第17号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

顛末

令和6年4月25日

開会 午後3時05分

【会長代理】 これより、令和6年第4回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありませんか。

【事務局】 議案書の訂正をお願いします。
議案第15号 農地法第5条の規定による転用許可申請
番号11についてですが、合併浄化槽からの排水放流経路が変更となったため、添付書類作成及び補正が間に合わず許可相当かどうか判断ができませんので、保留とし来月以降に審議をお願いする予定です。また、番号12につきましても、添付書類作成及び補正が間に合わず許可相当かどうか判断ができませんので、保留とし来月以降に審議をお願いする予定です。
これにより、集計数値のところも訂正となります。所有権の移転が1件1筆 399㎡となり、田 1件1筆456㎡を削除して、畑 1件1筆399㎡と訂正してください。以上です。

続きまして、議事録署名人の指名をします。番号3番 林 信夫 委員・番号5番 寺山 佳宏 委員をお願いします。

【議長】 これより議案審議に入ります。

議案第13号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第13号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 5件 23筆

番号15

受人は今回、贈与により新たに農地を取得し野菜を作付けする計画です。申請

	<p>地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数を550日と計画していることや、営農・作付計画を踏まえ、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は2.24アールで、自宅から申請地までは50メートル以内であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【伊藤 政士 農業委員】	<p>番号15について調査してまいりました。受人は、今回の申請地において、野菜を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はありませんが、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われしますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【塚越 秀夫 推進委員】	<p>番号15について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号16について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号16 受人は稲作を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は150日であり、農作業に常時従</p>

	<p>事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は164.64アールで、自宅から申請地までは約30メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【新井 勉 農業委員】	<p>番号16について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【小川 一彦 推進委員】	<p>番号16について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号17について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号17 受人は畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は1200日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は212.39アールで、自宅から申請地までは約200メートルであり、周辺農地</p>

	へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤 政士 農業委員】	番号17について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻及び花きを栽培し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号17について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号18について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号18 受人は今回、売買により新たに農地を取得し野菜を作付けする計画です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、受入人も含めた世帯員の農作業従事日数を450日と計画していることや、営農・作付計画を踏まえ、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は2.04アールで、自宅と申請地は隣接しており、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用でき

	<p>るものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【小林 紀之 農業委員】	<p>番号18について調査してまいりました。受人は、今回の申請地において、野菜を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はありませんが、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【江原 浩昭 推進委員】	<p>番号18について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号19について内容説明を事務局をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号19 受人は今回、売買により新たに農地を取得し野菜を作付けする計画です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、受入人も含めた世帯員の農作業従事日数を450日と計画していることや、営農・作付計画を踏まえ、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は2.28アールで、自宅と申請地は隣接しており、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【小林 紀之 農業委員】	番号19について調査してまいりました。受人は、今回の申請地において、野菜を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はありませんが、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【江原 浩昭 推進委員】	番号19について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第13号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第13号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第14号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第14号 農地法第4条の規定による転用許可申請 農家住宅（追認） 1件 1筆</p> <p>番号1 申請人は稲作を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部</p>

	<p>事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（追認）として申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【寺山 佳宏 農業委員】	<p>番号1について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【新井 秀樹 推進委員】	<p>番号1について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>（全員挙手）</p>

<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第14号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第15号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第15号 農地法第5条の規定による転用許可申請 所有権の移転 1件 1筆 使用貸借権の設定 4件 31筆</p> <p>番号13 受人は、現在市内で砂利、土の販売及び土木建築工事の施工請負を行っております。事業拡大を計画するにあたり、現在の資材置場では手狭なため、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和5年12月28日付けで農用地区域から除外されています。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【寺山 佳宏 農業委員】</p>	<p>番号13について調査してまいりました。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。資材置場を設置するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【関塚 正己 推進委員】</p>	<p>番号13について調査してまいりました。申請地には資材置場を設置するということですが、隣接農地との境界には鋼板柵を設置します。雨水は敷地内浸透処理とし、生活排水についてはありません。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号14について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号14 受人は、現在市外の借家に家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を妻の祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【荒井 広志 農業委員】	番号14について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【松村 洋充 推進委員】	番号14について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するという事ですが、隣接農地との境界にはコンクリートブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号15について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	<p>番号15</p> <p>本申請は農地改良による一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、申請地所有者が農地改良を依頼し、耕作の効率向上を図るための申請です。受人は良質土で埋め立てを行い、工事期間は6ヵ月間となっております。また、農地改良に伴い「鴻巣市埋立て等に関する指導要綱」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、鴻巣市環境課へ申請済みです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【荒井 広志 農業委員】	番号15について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をすするため一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は6ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【松村 洋充 推進委員】	番号15について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇氏が農地を借り受け、麦及び大豆を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそ

	れがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【荒井 広志 農業委員】	農地を埋め立てて改良を行うということで、水害のリスクについてはどのように考えているのでしょうか。
【事務局】	県が調節池を設置する計画をしており、こうした水害リスクを軽減する対策を行っています。
【議長】	他に質問はありませんか。
【林 繁雄 農業委員】	工事期間と盛土の高さはどのような基準となっていますか。
【事務局】	工事期間は9カ月以内で、高さは道路から30センチメートル以内となっています。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号16について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号16 本申請は農地改良による一時転用の申請です。規定より高く盛土されている土地を適正な高さとするための申請です。工事期間は9カ月間となっております。また、農地改良に伴い「鴻巣市埋立て等に関する指導要綱」に基づき手続きが必要となる土砂のたい積許可申請については、鴻巣市環境課へ申請済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号17について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は農地改良をするための一時転用で耕作可能な良質土で埋め立てし、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されており問題ないと判断します。工事期間は9ヵ月間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関塚 正己 推進委員】	番号17について調査してまいりました。本申請は、良質土で埋め立てて農地改良を行うということですが、農地改良完了後は、〇〇〇〇氏が農地を借り受け、麦を作付ける計画となっております。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【林 繁雄 農業委員】	全体の申請面積はどれくらいですか。
【事務局】	10,601平方メートルです。3,000平方メートルを超えると一般社団法人埼玉県農業会議が開催する常設審議委員会に意見照会を行い、その意見書と合わせて県知事へ送付しています。
【議長】	他に質問はありませんか。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第15号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第15号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第16号 農業委員会事務の実施状況等の公表について及び議案第17号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、関連がありますので一括して議案説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	<p>議案第16号と議案第17号について一括して説明いたします。</p> <p>平成28年4月1日からの改正農業委員会等に関する法律の施行により、農業委員会は、農地等の利用の最適化推進状況やその他事務の実施状況を公表し、農林水産省がこれを取りまとめて公表することとなりました。</p> <p>このため、鴻巣市農業委員会では活動計画及び活動の点検・評価を作成し、農業委員会定例会で決定した後、県を通じて国へ報告するとともに、市ホームページに公表することとなります。</p> <p>お手元の資料「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」をご覧ください。</p> <p>(実施状況の説明)</p> <p>次に、お手元の資料「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」をご覧ください。</p> <p>(最適化活動の目標の説明)</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。
【林 信夫 農業委員】	遊休農地面積の緑区分と黄区分について教えてください。
【事務局】	緑区分は草刈り等を行うことで直ちに耕作可能な農地で、黄区分は雑木があっ

	て草刈り等では直ちに耕作できない農地のことです。																				
【議長】	他に質問はありませんか。																				
【一同】	(質問なし)																				
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。はじめに議案第16号 農業委員会事務の実施状況等の公表について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。																				
【一同】	(全員挙手)																				
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第17号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。																				
【一同】	(全員挙手)																				
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。																				
	令和6年3月12日～令和6年4月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>2件</td> <td>7筆</td> <td>1, 293.06㎡</td> </tr> </table> 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>16件</td> <td>21筆</td> <td>4,912.78㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>2件</td> <td>3筆</td> <td>602㎡</td> </tr> <tr> <td>農地改良等に係る届出</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>643㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>21件</td> <td>32筆</td> <td>7,450.84㎡</td> </tr> </table> これらは、全て会長専決でございます。		2件	7筆	1, 293.06㎡	所有権の移転	16件	21筆	4,912.78㎡	使用貸借権の設定	2件	3筆	602㎡	農地改良等に係る届出	1件	1筆	643㎡	合計届出件数	21件	32筆	7,450.84㎡
	2件	7筆	1, 293.06㎡																		
所有権の移転	16件	21筆	4,912.78㎡																		
使用貸借権の設定	2件	3筆	602㎡																		
農地改良等に係る届出	1件	1筆	643㎡																		
合計届出件数	21件	32筆	7,450.84㎡																		
	何かご質問はございませんか。																				
【一同】	(特になし)																				

<p>【議長】</p>	<p>続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(特になし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>最後に事務局から何かありますか。</p>
<p>【事務局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動記録簿（月報）について ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について ・農地法及び農振法等の研修（さいたま農林振興センター）について
<p>【会長代理】</p>	<p>これもちまして、令和6年第4回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和6年5月24日（金）午後1時30分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後4時57分</p>